

こうれいしゃふくし
【高齢者福祉】

老年人福利

ろうじん
●老人クラブ

各地域の高齢者が自主的に集まり、互いに話し合い、親しみを深めながら社会奉仕やボランティア活動、生きがい高めるための活動および健康づくりの活動等を行っています。

【問合せ】越谷市老人クラブ連合会事務局（けやき荘内）
☎965-5822

老年人俱乐部

各地区的老年人可以自主聚集于此，互相交流增进感情的同时，一起参加社会服务、志愿者活动，开展各种有意义并增强体质的活动。

【问询处】越谷市老人俱乐部联合会事務局（榉树庄内）
☎ 048-965-5822

ろうじんふくし
●老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また教養講座や健康相談事業なども実施しています。

【問合せ】けやき荘 ☎965-5822
くすのき荘 ☎979-6600
ゆりのき荘 ☎992-6601
ひのき荘 ☎973-7903

老年人福利中心

为60岁以上的人提供学习、锻炼等自由活动的场所，帮助大家让生活能够更加健康而充实。此外，中心还会举办学习培训讲座、开展健康咨询服务等活动。

【问询处】榉树庄 ☎048-965-5822
樟树庄 ☎048-979-6600
鹅掌楸庄 ☎048-992-6601
丝柏庄 ☎048-973-7903

せいねんこうけん
●成年後見センターこしががや

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。

主な事業内容

- ▶ 成年後見制度の普及・啓発
- ▶ 成年後見制度の利用に関する相談、手続き支援
- ▶ 法人後見の受任等

【問合せ】社会福祉協議会 ☎966-2281 FAX965-3855

越谷成人监护中心

是一个支援成人监护制度的团体，此制度是用来保护判断能力不足的老年人、智力障碍患者、精神障碍患者等的财产和权利。

主要活动内容：

- 成人监护制度的启发和普及
- 提供有关行使成人监护制度的咨询以及协助办理手续
- 承担法人监护等

【问询处】社会福利协议会
☎048-966-2281 传真：048-965-3855

がいこくじんこうれいしゃふくし てあて
●外国人高齢者福祉手当

外国人高齢者の福祉の増進を図るため、月額5,000円の手当を支給しています。ただし、年齢、公的年金の受給資格を持たないこと等の資格要件があります。

【問合せ】地域共生推進課 ☎963-9237

外国籍老年人福利补贴

为了提高外籍老年人的福利待遇，市每月发放5000日元的补贴。但是，享受补贴必须满足年龄要求以及无养老金领取资格等各项条件。

【问询处】地域共生推进课
☎048-963-9237

こうきこうれいしゃいりょうせいど
●後期高齢者医療制度

国民健康保険や被用者保険（健康保険組合、共済組合など）に加入されている方も、下記「対象」の方は、これらの保険から後期高齢者医療制度への加入となります。

この制度は、埼玉県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営し、「市町村」は各種申請の受付・相談など、被保険者にとって身近な窓口業務を行います。

対象：原則、75歳以上の方が対象となります（65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方で、申請して広域連

后期高齢者（75岁以上）医疗制度

已加入国民健康保险或被雇用者保险（健康保险组合、共済组合等）的人，如果符合规定条件，需要将保险类型变更为后期高齢者医疗。

此制度由埼玉县内所有市町村行政单位组成的“埼玉县后期高齢者医疗广域联合”运营，为便捷被保人，市町村的办事窗口受理各种申请和咨询等业务。

对象：原则上，75周岁以上的人（65岁至未满75岁，身体有一定程度残障，且通过申请得到广域联合

合の認定を受けた方も対象となります)

- **保険料**：広域連合の区域内（埼玉県内）では、均一の保険料率となります
- **一部負担金**：かかった医療費の一部は自己負担（原則1割）。ただし、現役並み所得者は3割となります。なお、月額自己負担限度額が決められており、限度額を超えた分は高額療養費の支給対象となります

【問合せ】国保年金課 ☎963-9170

●越谷市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、専門職（保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置し、介護に関することや、健康に関すること、身の回りの心配ごとなどの相談に応じる高齢者の総合相談窓口です。

【問合せ】

- ① 桜井 ☎970-2015
- ② 新方 ☎977-3310
- ③ 増林 ☎963-3331
- ④ 大袋 ☎971-1077
- せんげん台出張所 ☎940-1315
- ⑤ 荻島・北越谷 ☎978-6500
- ⑥ 出羽 ☎985-3303
- ⑦ 蒲生 ☎985-4700
- ⑧ 川柳 ☎990-0753
- ⑨ 大相模 ☎993-4258
- ⑩ 大沢 ☎972-4185
- ⑪ 越ヶ谷 ☎966-1851
- ⑫ 南越谷 ☎999-6651

【問合せ】地域包括ケア課 ☎963-9163

認定の人)。

保险费：埼玉県内（広域联合的地区内）の保険费率相同。

自费比率：个人负担一部分医疗费（原则上为10%，但是仍在工作有收入的人负担30%）。另外，每个月的自费金额若超过规定的上限，可以利用高额疗养费制度报销超出的费用。

【问询处】国保年金課 ☎ 048-963-9170

越谷市区域综合支援中心

区域综合支援中心是一个老年人综合咨询窗口，是为了让老年人能够在自己住惯的区域内安心生活，配置专业人员（保健师等・社会福祉士・主任护理支援专员），对应有关护理、健康、身边的烦恼麻烦等老年人相关的各种咨询。

【问询处】

- ① 桜井 ☎048-970-2015
- ② 新方 ☎048-977-3310
- ③ 増林 ☎048-963-3331
- ④ 大袋 ☎048-971-1077
- 千间台办事处 ☎048-940-1315
- ⑤ 荻岛・北越谷 ☎048-978-6500
- ⑥ 出羽 ☎048-985-3303
- ⑦ 蒲生 ☎048-985-4700
- ⑧ 川柳 ☎048-990-0753
- ⑨ 大相模 ☎048-993-4258
- ⑩ 大沢 ☎048-972-4185
- ⑪ 越谷 ☎048-966-1851
- ⑫ 南越谷 ☎048-999-6651

【综合问询处】区域综合护理 ☎048-963-9163

【介護保険】

●介護保険のしくみ

介護保険制度は、寝たきりや認知症などで介護が必要となった高齢者を、家族だけでなく社会全体で支えていくことを目的とした制度です。

介護保険は越谷市が保険者となって運営し、40歳以上の方が負担する保険料と公費によって保険給付費がまかなわれます。

40歳以上の方で介護が必要になった場合、受けた介護サービス費用の9割、8割または7割が保険から給付されます。その際、1割、2割または3割の自己負担があります。

ただし、40～64歳は、初老期の認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気（特定疾病）が原因で、介護が必要だと認められ

护理保险

护理保险制度的介绍

护理保险制度是除亲属以外利用社会整体的力量给予瘫痪或患有痴呆症等需要护理的老年人适当援助的制度。

护理保险由越谷市作为保险方运营，依靠40岁以上的人缴纳的保费以及公共财源来支付保险金。

如果40岁以上（含40岁）的人需要护理，所接受的护理服务费用的90%、80%或70%由保险支付，个人负担10%、20%或30%。

但是，40岁到64岁之间的人，必须是因患有老年初期痴呆症或脑血管疾病等身体老化引起的特定疾病，

た場合にサービスを利用できます。

【問合せ】介護保険課 ☎963-9169

●被保険者と保険料

40歳以上の方は、原則として市内に住所を有するすべての方が、保険に加入しなければなりません。65歳以上の方は第1号被保険者、40～64歳の方は第2号被保険者になります。

第1号被保険者：65歳以上の方

保険料は、本人および世帯員の市民税課税状況等により所得段階区分が決定され越谷市に納めます。年額18万円（月額15,000円）以上の老齢（退職）年金等の受給者は、原則として年金から差し引き（特別徴収）となり、その他の方は納付書による個別納付（普通徴収）となります。

第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方

- 国民健康保険に加入している方…保険料は、国民健康保険税の算定方法と同様に世帯ごとに算定され、国民健康保険税とあわせて世帯主に課税されます。
- 職場の医療保険に加入している方…保険料は、給与と医療保険ごとに設定される保険料率に応じて算定され、医療保険料とあわせて給与から差し引かれます。なお、原則として保険料の半分は事業者が負担します。

【問合せ】介護保険課 ☎963-9168

且被认定为需要护理时，才可以利用护理服务。

【问询处】护理保险课 ☎048-963-9169

被保険者（入保人）及保费

原则上，40岁以上且居住在市内的所有人都必须加入护理保险。65岁以上的人为第1号被保险者，40～64岁的人为第2号被保险者。

第1号被保険者：65岁以上的人

按照本人和家庭成员的市民税纳税情况等，确定所得等级划分，决定其需要缴纳的保险费。每年领取不少于18万日元（每月15,000日元）的老年（退休）年金者，保费原则上从年金中扣除（特别征收），其他人通过缴纳单进行个别缴纳（普通征收）。

第2号被保険者：40岁至未满65岁的人

- 加入国民健康保险者：保费的计算方法和国民健康保险税相同，以家庭为单位计算后和国民健康保险税一起向户主征收。
- 加入工作单位的医疗保险者：根据工资和各种医疗保险所设定的保费率计算保费，最后和医疗保险一起从工资中扣除。原则上雇主负担一半的保费。

【问询处】护理保险课

☎048-963-9168

【障がい者(児)のために】

●障がい者(児)のための相談、援助の窓口

障がいのある方や難病の方のご相談を受け、自立や社会参加を支援します。

【問合せ】障害福祉課（18歳以上） ☎963-9164

子ども福祉課（18歳未満） ☎963-9172

北部障がい者等相談支援センター ☎970-9393

東部障がい者等相談支援センター ☎999-6551

南部障がい者等相談支援センター ☎945-6144

西部障がい者等相談支援センター ☎985-3386

●障がい者(児)虐待に関する相談

障がいのある方の虐待や養護者の支援に関する相談を受け付けています。

【問合せ】障害福祉課（18歳以上） ☎963-9164

子ども福祉課（18歳未満） ☎963-9172

●身体障害者手帳の交付

病気やけがなどにより、身体障害者福祉法に定める障がい（1級～6級）がある方に、申請により手帳を交付しています。手帳を取得することによって、各種福祉サービスの利用や

残障者(児)福利

残障人士(儿童)专用的咨询、援助窗口

向残障人士和疑难杂病患者提供相关咨询服务，帮助其生活自立和回归社会。

【问询处】残障福利课（18岁以上） ☎048-963-9164

儿童福利课（未满18岁） ☎048-963-9172

北部残障者等咨询支援中心 ☎048-970-9393

东部残障者等咨询支援中心 ☎048-999-6551

南部残障者等咨询支援中心 ☎048-945-6144

西部残障者等咨询支援中心 ☎048-985-3386

虐待残障人士(儿童)的相关咨询

提供残障者虐待以及残障者抚养人支援相关的各种咨询。

【问询处】残障福利课（18岁以上） ☎048-963-9164

儿童福利课（未满18岁） ☎048-963-9172

身体残障者手册

根据身体残障者福祉法规定，因伤或因患病等，被判定残障等级为1级到6级的人，可以申请领取残障者手册。持手册可以享受各种福利服务以及税金・公共

税金・公共施設の利用料金等の減免が受けられます。

【問合せ】障害福祉課（18歳以上） ☎963-9164

子ども福祉課（18歳未満） ☎963-9172

施設使用费等減免优惠。

【问询处】残障福利课（18岁以上） ☎048-963-9164

儿童福利课（未满18岁） ☎048-963-9172

療育手帳の交付

知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当する（最重度A～軽度C）と認められた方に、申請により手帳が交付されます。手帳を取得することで、各種福祉サービスの利用や税金・公共施設の利用料金等の減免が受けられます。

【問合せ】障害福祉課（18歳以上） ☎963-9164

子ども福祉課（18歳未満） ☎963-9172

療育手冊

智力障碍の患者，其障碍程度根据基准，被认定为重度A到轻度C的等级的人，可以申请领取疗育手冊。持手冊可以享受各种福利待遇以及税金・公共设施使用费等減免优惠。

【问询处】残障福利课（18岁以上） ☎048-963-9164

儿童福利课（未满18岁） ☎048-963-9172

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患（てんかん、認知症、高次脳機能障がい、発達障がいなども含む）があり、初診から6か月以上経過し、精神保健福祉法に定める程度の障がい（1級～3級）がある方に、申請により手帳が交付されます。手帳を取得することで、各種福祉サービスの利用や税金・公共施設の利用料金等の減免が受けられます。

【問合せ】障害福祉課 ☎963-9164

精神残障者保健福利手冊

精神病患者（包括癲癇、痴呆症、高度脳功能障礙、發展障礙等在內），初診后經過6個月以上并且按照精神保健福利法規定，被認定為1～3級的人，可以申請領取此手冊。持手冊可以享受各種福利待遇以及税金・公共設施使用費等減免优惠。

【问询处】残障福利课 ☎048-963-9164

ヘルプマーク・ヘルプカード



障がいのある方や疾病やケガなどの理由により周囲の支援や配慮を必要とする方が、周囲に配慮を要することを知らせるためのものです。無料で配布していますので、必要な方はお気軽にご連絡ください。

【問合せ】障害福祉課 ☎963-9164

红十字求助标记・求助卡

这个标识代表残障人士及因疾病或受伤等原因，需要周围帮助或体谅的标志。免费发放，如需要请随时联系领取。

【问询处】残障福利课

☎048-963-9164

越谷市バリアフリーマップ

市内の公共施設等のバリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを作成し、障害福祉課等で配布しているほか、ホームページ版のマップを公開しています。

【問合せ】障害福祉課 ☎963-9164

越谷市无障碍环境分布图

此分布图汇集了市内所有无障碍环境的公共设施等，可以在残障福利课领取。或者在市官网上查看。

【问询处】残障福利课 ☎048-963-9164

障がい福祉に係るサービス

以下のサービスの利用については、各課へお問い合わせください。

訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）
- ・重度訪問介護 ・同行援護
- ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
- ・就労定着支援 ・自立生活援助

日中活動系サービス

- ・療養介護 ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型）

居住系サービス

残障相关福利服务

关于以下的福利的利用方法，请向相关部门咨询。

上门服务

- ・生活护理
- ・重度护理・外出援助护理
- ・行动援助护理・重度残障者等综合援助
- ・就业安定援助・生活自理援助

日间活动型服务

- ・疗养护理・生活护理
- ・短期入所
- ・自理训练（机能训练・生活训练）
- ・就业准备援助・持续就业援助（A型・B型）

入住型服务

- ・设施入住・共同生活（集体）

咨询服务

- ・施設入所支援
- ・共同生活援助（グループホーム）

相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

その他サービス

- ・障害児（者）生活サポート事業
- ・地域活動支援センター
- ・移動支援事業
- ・ガイドヘルパー派遣事業
- ・日中一時支援事業
- ・生活ホーム
- ・訪問入浴サービス
- ・日常生活用具給付
- ・コミュニケーション支援事業
- ・補装具費の支給
- ・全身性・知的障害者介護人派遣事業
- ・暮らし体験事業

【問合せ】障害福祉課（18歳以上） ☎963-9164
 子ども福祉課（18歳未満） ☎963-9172

- ・計画咨询支援・地区移居支援・地区适应支援

其他服务

- ・残障儿（者）生活支援
- ・地区活动支援中心
- ・出行支援
- ・外出护理员派遣
- ・日间临时支援
- ・入住服务
- ・上门洗浴清洁服务
- ・日常生活用品发放
- ・人际交往沟通援助业务
- ・假肢、辅助器等费用补助
- ・全身性・智力障碍人士的护理人员派遣
- ・生活体验

【问询处】残障福利课（18岁以上） ☎048-963-9164
 儿童福利课（未满18岁） ☎048-963-9172

● 障がいのある方の受けられる各種割引・助成制度

- ・重度心身障害者医療費の助成
- ・福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の配布
- ・自動車改造費用の助成
- ・自動車運転免許取得費の助成
- ・障がい者居宅改善整備費の助成
- ・有料道路通行料金の割引
- ・公共交通機関の運賃割引（鉄道、バス、航空機等）
- ・NHK放送受信料の減免
- ・自動車税・自動車取得税の減免

【問合せ】障害福祉課（18歳以上） ☎963-9164
 子ども福祉課（18歳未満） ☎963-9172

面向残障人士的各种优惠・补助制度

- ・重度身心障碍者的医疗费补助
- ・福利出租车的乘车券・汽车燃油费补助券
- ・汽车改造费补助
- ・汽车驾照考取费用的补助
- ・残障人士住宅整备改善费用的补助
- ・收费公路通行费折扣
- ・公共交通搭乘优惠（铁路、公交、飞机等）
- ・NHK播放信号接收费用减免
- ・汽车税・购车税的减免

【问询处】残障福利课（18岁以上） ☎048-963-9164
 儿童福利课（未满18岁） ☎048-963-9172

● 障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）の保護者が死亡したり著しい障がいとなったりしたときに、心身障がい者（児）に生涯にわたり年金を支給し、生活の安定と福祉の増進を図るとともに、心身障がい者（児）の将来に対して保護者の抱く不安を軽減する制度です。

【問合せ】障害福祉課 ☎963-9164

残障者抚养共济制度

本制度是在身心障碍者（儿童）的监护人死亡或有明显残障时，身心障碍者（儿童）终身可领取养老金、保障其将来生活的稳定以及享受福利待遇，从而减轻身心障碍者（儿童）监护人对未来产生的焦虑不安。

【问询处】残障福利课 ☎048-963-9164

● 難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が使用する補聴器の購入費用の一部を助成します。なお、聴力レベルや所得制限等の対象要件があります。

【問合せ】子ども福祉課 ☎963-9172

听力障碍儿童购买助听器补助

其听力障碍程度未达到领取身体残障手册标准的轻度・中度的听力障碍儿童，购买助听器时可申请领取补助。但是需要审查听力等级及家长收入等各项条件。

【问询处】儿童福利课 ☎048-963-9172

●越谷市児童発達支援センター

発達に支援の必要な就学前のお子さんを対象に、年齢や能力に応じた療育を行うほか、発達の相談などを行うことにより、子育てに関する不安の軽減を図ります。

【問合せ】児童発達支援センター ☎940-5951

●障害者福祉センター「こばと館」

障がいのある方の社会参加や自立促進のための講座の実施および障がい者福祉ボランティアの育成のため、さまざまな講習会を行っています。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っています。

- 開館時間：午前9時～午後5時
(部屋の利用は午後9時30分まで)
- 休館日：月曜日、祝日、年末年始

【問合せ】こばと館 ☎966-6633 FAX966-4515

●障害者就労支援センター（産業雇用支援センター内）

市内在住の障がい者、事業所を対象に就労や雇用の相談を行っています。また、職場参加・職場実習体験や職場開拓などを行い、障がい者の職業的および社会的自立を促進するための総合的な就労支援を行っています。

- 開所時間：午前8時30分～午後5時
- 休所日：土曜・日曜日、祝日、年末年始

【問合せ】障害者就労支援センター ☎967-2422
障害福祉課 ☎963-9164

【生活保護・地域福祉】

●生活保護

生活保護は病気や事故で一家の働き手を失ったり、失業その他の事情により生活に困る方に、最低限の生活を保障し、再び自立して生活できるよう援助する国の制度です。世帯を単位として、その世帯の保護基準に基づいた最低生活費とその世帯全体の収入額とを比較し、収入の方が少ない場合に、不足している金額を保護費として支給しています。

【問合せ】生活福祉課 ☎963-9162

●民生委員・児童委員

生活に困っている方や児童、心身障がい者（児）、高齢者等が何らかの援護を必要とする場合に相談を受けたり、必要な支援を行う地域の奉仕者です。これらの活動のほか、官公庁等に行う申請を行う際に求められる調査書の発行についても、事実確認に基づき協力しています。なお、民生委員・児童委員には担当区域があります。主任児童委員は、児童福祉に関することを主体に民生委員・児童委員と一体となって活動しています。

【問合せ】福祉総務課 ☎963-9320

越谷市児童発達支援センター

针对需要发展干预的学龄前儿童，根据其年龄和能力进行疗育以及提供相关咨询等，希望从而减缓家长在育儿方面的不安情绪。

【问询处】儿童发育支援中心 ☎048-940-5951

障害者福利中心“小鸽子馆”

福利中心为帮助残障者融入社会、生活自立举办各种讲座，以及为培养残障福利志愿者举办各种讲习会。另外，还作为实习单位接收志愿者实习。

开馆时间：上午9点至下午5点（房间利用到晚9点半）
休息日：星期一、节日、年末年初

【问询处】小鸽子馆
☎048-966-6633 传真：048-966-4515

障害者就業支援中心（産業雇用支援センター内）

向居住在本市的残障者以及用人单位提供就业以及招聘雇佣方面的咨询。另外实施回归职场・职场实习体验和职业拓展等以促进残障者的就业和社会自立为目的的就业综合支援。

工作时间：上午8点半至下午5点
休息日：星期六・星期日、祝日、年末年始

【问询处】残障者就劳支援中心 ☎048-967-2422
残障福利课 ☎048-963-9164

最低生活保障・地方福利

最低生活保障

这是一项国家制定的，面向因疾病或事故而失去家庭主要劳动力，或因失业等其他理由生活陷于困难的家庭，保障其最低生活标准，帮助其重建生活的制度。以家庭为单位进行申请，根据该家庭的最低基准规定，将最低生活费与家庭总收入相比，家庭收入少于最低生活标准的差额部分发放给被保障家庭。

【问询处】生活福利课 ☎048-963-9162

民生委员・児童委員

属于社区志愿调解员，向生活困顿的人、儿童、身心障碍者（儿童）、高龄者等需要帮助的人群提供咨询以及必要的支援。除上述活动以外，还在确认事实的前提下，出具公共机构办理申请等时需要提交的调查书等材料。民生委员、儿童委员有所属的负责区域。主任儿童委员主要负责儿童福利相关事宜，和民生委员及儿童委员协助进行活动。

【问询处】福利总务课
☎048-963-9320

●災害見舞金

火災、水害等により被災した世帯に対して、被災内容に応じて見舞金や弔慰金を支給しています。

例：専用住宅全焼の場合…10万円
専用住宅床上浸水の場合…3万円

【問合せ】福祉総務課 ☎963-9320

【健康と医療】

●市立病院

CT、MRI、血管造影撮影装置、放射線がん治療装置等、高度の医療機器と診療技術を備えています。24時間救急医療体制と病床数481床を備えた病院です。

- **診療科目**：内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

受け付け時間

- 初診の方…午前8時15分～午前11時
- 予約のない方…午前8時15分～午前11時
- 予約のある方…午前8時15分～午後5時

- **休診日**：土曜・日曜日、祝日、休日、年末年始

- **救急受け付け科目**：内科、小児科、外科、脳神経外科、産科・婦人科、連合（整形外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科のうち当番1科）※事前に電話連絡のうえ、受診してください。

面会時間

- 月曜～金曜日（平日）…午後3時～午後8時
- 土曜・日曜日、祝日、休日、年末年始…午後1時～午後8時

【問合せ】市立病院（東越谷10-32） ☎965-2221

<http://www.mhp.koshigaya.saitama.jp/>

●越谷市保健所

本市では、平成27年4月1日の中核市移行により越谷市保健所を開設しました。

市が行う保健所の保健衛生行政分野の主な業務は、以下のとおりです。

➢ 保健総務課

（越谷市保健所1階 ☎973-7530 FAX973-7534）

保健所業務の企画・調整、保健衛生に関する各種統計調査、医師・歯科医師・薬剤師等の免許交付、病院・心療所等の許可・届出、あん摩・はり・きゅう師・柔道整復師の届出等

➢ こころの健康支援室

（市役所第三庁舎1階 ☎963-9214 FAX963-9171）

こころの健康に関する相談支援、ひきこもり相談、自殺対策等

受灾慰问金

遭遇火災や水害等の家庭、根据具体受灾损失情况可以领取慰问金或抚恤金。

例：専用住宅全部烧毁时 10万日元
専用住宅地板浸水时 3万日元

【问询处】福利总务课 ☎048-963-9320

健康与医疗

越谷市立医院

市立医院拥有CT、MRI、血管造影摄影装置、癌症放射线治疗装置等高端医疗设备和诊疗技术。实行24小时急救医疗体制，拥有481张病床。

诊疗科目

内科、神经内科、呼吸器科、消化器科、心血管科、小児科、外科、骨科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦科、眼科、耳鼻咽喉科、康复理疗科、放射科、麻酔科。

挂号时间

初次来院的患者：上午8点15分至上午11点
无预约的患者：上午8点15分至上午11点
有预约的患者：上午8点15分至下午5点

休诊日

星期六、星期日、节日、休息日、年末年初

急诊科目

内科、小児科、外科、脳神経外科、産・婦科、值班科室（骨科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科其中1科）※请事先电话联系，然后前来就诊。

住院探病时间

星期一～星期五（工作日）：下午3点至晚8点
周末、节日、休息日、年末年初：下午1点至晚8点

【问询处】越谷市立医院（东越谷10-32）

☎048-965-2221



越谷市保健所

本市于2015年4月1日升级为中核市，随之开设了越谷市保健所。

市负责的保健所的保健卫生行政范围主要包含以下业务。

保健总务课

（越谷市保健所1楼 ☎048-973-7530 传真：048-973-7534）

负责关于保健所业务的企划・调整、保健卫生方面的各种统计调查、医生・牙科医生・药剂师等的执照受理、医院・心理咨询所等的执照・申报、按摩・针・灸师・柔道整复师的申报等业务。

心理健康支援室

（市役所第三庁舎1楼 ☎048-963-9214 传真：048-963-9171）

负责提供关于心理健康的咨询支援、蛰居族相关咨询、自杀对策等。

➤ **感染症保健対策課**

(越谷市保健所1階 ☎973-7531 FAX973-7534)

感染症の予防および患者対応、指定難病にかかる事業、小児慢性特定疾病医療給付、不妊検査費用助成等

➤ **生活衛生課**

1. 狂犬病予防、動物取扱業の登録、犬・猫の相談、スズメバチの巣の駆除等

(越谷市保健所1階 ☎973-7532 FAX973-7536)

・動物管理センター
犬・猫の収容等

2. 環境衛生・薬事・食品関係施設の営業許可・届出・監視指導等

(越谷市保健所1階 ☎973-7533 FAX973-7536)

・食肉衛生検査所
と畜検査、食鳥検査等

➤ **衛生検査課** (越谷市保健所3階)

食品・家庭用品の収去検査、性感染症・食中毒・食品苦情に関する検査

伝染疾病保健対策課

(越谷市保健所1楼 ☎048-973-7531 传真: 048-973-7534)

负责传染疾病的防控、对应传染疾病患者、指定疑难杂症的相关业务、小儿慢性特定疾病医疗费补助、不孕检查费用补助等。

生活卫生课

1. 负责狂犬病的防控、动物交易业务的登记、狗・猫相关咨询、大黄蜂巢穴驱除等。

(越谷市保健所1楼 ☎048-973-7532 传真: 048-973-7536)

・动物管理中心

负责收容狗・猫等。

2. 负责环境卫生・药品管理・食品关联设施的营业许可・申请・监督指导等。

(越谷市保健所1楼 ☎048-973-7533 传真: 048-973-7536)

・食用肉卫生检查所

负责屠宰牲畜检查、食用家禽类的检查等。

卫生检查课 (越谷市保健所3楼)

负责食品・家庭用品的抽样检查、性病・食物中毒・食品投诉相关的检查。

● **越谷市保健センター** (東越谷 10-31)

市民の健康保持・増進のため、各種健康づくり講座、健康相談、各種健康診査・健診等を行っています。

【問合せ】保健センター (健康づくり推進課) ☎960-1100

越谷市保健中心 (東越谷 10-31)

为维持增进广大市民的身体健康，中心开展各种健康讲座、提供健康方面的相关咨询，以及各种健康检查・体检等服务。

【问询处】保健中心 (市民健康课) ☎048-960-1100

● **指輪が抜けないとき**

越谷市消防署または最寄りの消防分署へ。専門の器具 (リングカッター) で安全に切りはずします。病気などで消防署に出向けないときは、ご相談ください。

【問合せ】越谷市消防署 ☎974-0136

戒指等摘不下来的时候

可以前往越谷市消防署或就近的消防分署求助。那里备有专门的工具 (戒指刀具)，可以安全地剪断戒指。因患病等理由无法前往消防署时，请电话咨询协商。

【问询处】越谷市消防署

☎048-974-0136